

第 7 回政策推進部会における主な指摘事項と対応方針（案）

■フォローアップ指標について

○：全て該当、△：一部該当

主な指摘事項	対応方針（案）	対応困難な内容・及びその要因等	対応場面			主な修正ページ
			フォローアップ対応	対応困難	今後検討	
<p>○全体的に指標の定義が曖昧である。（徳永委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の定義（路線バスのデマンド交通への切り替え、一般乗用の言い方等） ・鉄道営業キロの取扱（災害休止区間、BRT 代替等） ・デマンド交通の施策での乗用輸送人員による評価 ・福祉輸送分野での子育てタクシーの取扱 等 <p>○現状の問題を捉えるのに不十分なものもある。H17 答申以降に定義が変わった項目について、無理に比較することに意味があるのか。指標について再度精査してほしい。（奥村座長）</p>	<p>→提示した指標は、中間年（平成 21 年度）に設定したものである。答申に示された各章節の“ねらい”に基づき、公表されている統計等取得可能なデータで目標を評価できる指標を設定した。なお、指摘を受けた点については、統計データ取得可能性等の課題があるものの、施策内容と評価との間の関係性に留意して指標の設定を一部見直したい。</p> <p>（主な見直し方針（例））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の定義を次の通りとする。なお、統計データの取得可否から、困難な場合には比較対象からの除外又は注釈明記を行う。 ・鉄軌道 ・道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期・路線不定期・区域運行の全てを対象） ・道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー・ハイヤー） ・旅客船 ・航空 ・鉄道営業キロ：休止・代替区間の除外（含んだもの、含まないものそれぞれ並記） ・デマンド交通：区域運行輸送人員の推移（従来のバス利用者数から上記を控除） ・福祉輸送分野：福祉タクシー（民間患者等輸送事業の事業者数、事業用自動車台数）を追加整理 	<p>※「子育てタクシー」の動向については、子育てタクシー協会で加盟事業所数を公表していないため、把握困難。</p>	○			資料 4-1 全般 資料 4-2 P18,21,23, 25,27,31, 32,34,37, 39,41
			○			資料 4-1 P1
			○			資料 4-2 P34,39,41
			△	△		資料 4-2 P24 等